

志學館大学安全運転管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、交通事故の防止を図ることを目的とし、志學館大学（以下「本学」という。）が所有するスクールバス、マイクロバス、学長車及び事務局車（以下「車輛」という。）の安全な運行及び適正な管理について必要な事項を定める。

(安全運転)

第2条 志學館学園から車輛の運転を命じられた者（以下「運転者」という。）は、車輛の運転にあたって常に人命尊重を旨とし、交通法規、志學館学園自動車運転手服務規程及び本規程を遵守して安全運転に努めなければならない。

(安全運転管理業務の統括)

第3条 安全運転に関する事項は、事務局長が統括するものとする。ただし、重要事項については、学長の決裁を得るものとする。

(安全運転管理者の選任)

第4条 安全運転管理者は、本学常勤職員のうちから法定の要件を備える者を学長が選任する。

2 学長は、安全運転管理者を選任したときは、15日以内に公安委員会に届け出るものとする。

(安全運転管理者の任務)

第5条 安全運転管理者は、安全運行や車輛管理等に関する業務の全般を行うものとする。

2 安全運転管理者は、運転者に対して交通事故防止上必要な指示や指導を行うものとする。

(安全運転管理者の解任)

第6条 安全運転管理者が次の各号に該当するときは、解任する。

- (1) 異動や退職、その他の理由で安全運転管理業務が遂行できなくなったとき。
- (2) 公安委員会の解任命令を受けたとき。
- (3) 安全運転管理者としてふさわしくない行為等があったとき。

(安全運転の確保)

第7条 安全運転管理者は、安全運転を確保するために、次に掲げる事項の徹底を図るものとする。

- (1) 無免許運転の禁止
- (2) 飲酒運転の禁止
- (3) 過労運転等の禁止
- (4) 速度違反運転の禁止
- (5) その他交通法規に違反する運転の禁止

2 安全運転管理者は、その他交通法規に違反する運転の強要、助長又は容認をしてはならない。

(運行計画)

第8条 安全運転管理者は、運転者の健康状態や精神状態その他を把握し、適正な運行計画を立てなければならない。

(運転日報)

第9条 安全運転管理者は、「運転日報」を作成し、運転者ごとに車輛の運行開始と終了時間及び走行距離等を記録させ、運転の状況を把握しなければならない。

(観 察)

第10条 安全運転管理者は、運転者の出勤時に服装や心身の健康状態の観察を行い、安全運行上の諸注意を与えるとともに、異常気象時等の場合には状況に応じて必要な措置を講じるものとする。

(運行前点検)

第11条 安全運転管理者は、「運行前点検表」を作成し、運転者に対して運行前点検を実施させなくてはならない。

(運転者教育)

第12条 安全運転管理者は、運転者に対し安全運転に関する指導や教育を行い、運転者の安全意識を高めるように努めなければならない。

(応急用具)

第13条 安全運転管理者は、車輻に次に掲げる応急用具を備え、かつ、運転者がその使用方法を習熟するよう指導しなければならない。

- (1) 赤色旗、発煙筒等の非常信号用具
- (2) タイヤチェーン、踏み板等の応急処理用具や部品
- (3) 停止表示器材

(業務外使用の禁止)

第14条 本学の所有する車輻は、学生の通学用運行、学長及び学長が指示した来客者等の送迎用運行、事務局長が指示した運行及び次項により許可を得た運行（以下「業務」という。）以外の目的に使用してはならない。

2 サークルの遠征等で使用する場合は、事前に「スクールバス使用願」を事務局長に提出し、その許可を得るものとする。

(車輻維持管理台帳)

第15条 安全運転管理者は、車輻の整備状況、車検の有効期間及び自動車保険の付保状況等の把握に努めるものとする。

(鍵の保管)

第16条 運転者は、車輻の鍵を運転終了後に必ず所定の保管場所に収納するものとし、安全運転管理者又は安全運転管理者が指示した運転責任者がその保管にあたる。

(保険の付保)

第17条 本学の所有する車輻には、次の各号に掲げる自動車保険を付保する。

- (1) 自動車損害賠償責任保険
- (2) 自動車保険
 - ア 対人賠償保険金額 無制限
 - イ 対物賠償保険金額 無制限

(事故発生時の措置)

第18条 安全運転管理者は、運転者から交通事故発生の報告を受けた場合、運転者に対し適切な処置を取るよう指示しなければならない。

(事故の処理)

第19条 安全運転管理者は、事故を起こした運転者に交通事故報告書を提出させるとともに、

契約保険会社に事故発生状況等の必要な事項を通知するものとする。

(事故による損害等の負担)

第20条 本学の所有する車輛によって業務遂行中に生じた事故については、運転者の故意又は重大な過失等に基づく場合を除いて、原則として本学がその損害を負担する。

2 業務以外で起こした事故については、いかなる場合も本学は一切責任を負わず、その損害も一切負担しない。また業務以外の事故で本学が損害を受けた場合は、本学は運転者に対して、本学が受けた損害の賠償を請求することができる。

附 則

この規程は平成16年11月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成29年12月27日から施行する。